

平塚市地域包括支援センター 運営協議会の概要について

令和6年度第1回
平塚市地域包括支援センター運営協議会

1 地域包括支援センター（高齢者よろず相談センター）

【担当課：地域包括ケア推進課】

（１）概要

地域包括支援センター（以下「センター」という。）とは、地域の高齢者の心身の健康保持、生活安定のために必要な援助を行い、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的としています。

平塚市では、センターは委託で実施しており、市内の日常生活圏域13か所に設置しています。

（２）職員

職種	説明
○保健師 （または経験豊富な看護師）	保健、介護予防等の知識を有する専門職
○社会福祉士	幅広く福祉全般の知識を有する専門職
○主任介護支援専門員	豊富な介護関係の知識を有する専門職 （リーダー的なケアマネジャー）
・認知症地域支援推進員	認知症の人やその家族を支援

※○：3職種

2 高齢者よろず相談センターの主な事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

高齢者の方々が、自立して生活できるように、生活の仕方やサービスの利用などについて助言・紹介するなど、それぞれの状態像に合った健康づくりや介護予防をお手伝いします。

(2) 総合相談支援事業

高齢者本人、ご家族、地域の方々からの相談や悩みにお応えし、情報提供やサービスを紹介します。介護保険だけではなく、様々な制度や地域資源を利用した総合的な支援を行います。

(3) 権利擁護事業

高齢者の方々が安心して日常生活を送れるよう、権利を守る取り組みを行います。高齢者の人権や財産を守る権利擁護や虐待防止の拠点として、成年後見制度の活用や虐待の早期発見・防止を進めます。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の方々が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域のケアマネジャーへの指導・支援など、地域の様々な機関・専門家と連携・協力できる体制（ネットワーク）づくりに取り組みます。

3 基幹型地域包括支援センター

地域包括ケアシステムの推進に向けて、市内全域のセンターの全体調整や後方支援等を行うことを目的に、市直営による基幹型地域包括支援センターの設置に向けて、準備を進めています。

(1) 設置時期

令和6年10月（予定）

(2) 職員

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置

(3) 主な業務（案）

センターの全体調整、困難事例等の後方支援、センターの人材育成、地域ケア会議の開催支援 など

(4) 利用の対象者

センター職員

4 地域包括支援センター運営協議会

(1) 概要

運営協議会では、センターの各業務の評価等を行うことで、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を図るとともに、人材確保支援や地域資源のネットワーク化等に向けた、意見交換や情報交換の場として幅広く活用されることが求められています。

(2) 協議会の所掌事項

- ① センターの設置等に関する事項
- ② センターの運営に関する事項
- ③ 地域における介護保険以外のサービス等との連携体制の形成その他の地域包括ケアに関する事項
- ④ センターの職員の確保に関する事項
- ⑤ 高齢者保健福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- ⑥ その他センターの運営について必要と認められる事項

4 地域包括支援センター運営協議会

(3) 委員の構成

人数：11名

(内訳) 公募に応じた介護保険法第9条に規定する介護保険の被保険者（2名）
公益を代表する者（8名）
学識経験者（1名）

(4) スケジュール（予定）

開催予定	主な定例議題（予定）
第1回協議会	・ 前年度地域包括支援センター活動報告等 ・ 当年度地域包括支援センター事業計画
第2回協議会	・ 地域包括支援センターの前期ヒアリング結果 ・ 次年度包括的支援事業の実施に係る方針案
第3回協議会	・ （後期）地域包括支援センター事業評価 ・ 地域包括支援センター運営状況調査結果（全国集計結果）

※令和7、8年度は次期平塚市高齢者福祉計画（介護保険事業計画）の策定に係る議題を予定しています。